

公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）

（国家戦略特別区域法 第12条の3）

規制改革の内容

特例措置前

公立学校の管理を第三者に行わせることはできない



特例措置後

教育委員会の一定の関与の下、都道府県等が指定する非営利の法人（学校法人、一般社団法人等）に公立学校の管理を行わせることができる



効果

産業人材・グローバル人材の育成等を促進

規制改革の事例

<「愛知県立 愛知総合工科高等学校専攻科」>

- 2016年4月に名古屋市で開校、2017年4月から専攻科の管理を非営利の法人に委託
- 2年制課程（1学年定員40名）
- 指定管理法人は、学校法人・名城大学
- 将来のモノづくりのリーダーとなる産業人材を育成
- 責任者や教員に、有為な民間人を登用（60名以上の実務家教員から学びを得る機会の提供）
- 修了生の大部分は、製造業など我が国の経済活動の中核を担う企業に、即戦力として就職
- 在学中に、技能五輪全国大会金賞受賞、各種技能検定合格など多数の実績

<「大阪府立 水都国際中学校・高等学校」>

- 2019年4月に大阪市で開校（併設型中高一貫校）
- 指定管理法人は、学校法人・大阪YMCA
- 国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するとともに、将来の大阪の経済成長を牽引する人材を育成
- 副校長等に外国人教員を配置（全教員のうち約3割が外国人教員）
- 2020年から、高校2～3年生を対象に、国際バカロレアコースを開始し、国際的に通用する大学入学資格（IB資格）が取得可能に
- 海外大学現役合格実績は、2022年度・7名、2023年度・13名、2024年度・32名



運営組織

校長

本科

公設公営で運営

責任者

（民間人を登用）

専攻科

公設民営で運営



運営組織

校長

副校長等

（外国人を登用）

公設民営で運営